

奥州「野田の玉川」の流域設定

玉井建三

【はじめに】

歌枕の地、六玉川とは井出の玉川（京都府綴喜郡井出町井手）、野路の玉川（滋賀県草津市野路町）、三島（椿衣）の玉川（大阪府高槻市玉川）、調布の玉川（東京都調布市から狛江市にかけた多摩川）、高野の玉川（和歌山県伊都郡高野町高野山・奥ノ院）、それに東北地方の「野田の玉川」の6ヶ所である。「野田の玉川」については、青森県東津軽郡外ヶ浜町（旧平館村）野田の「野田の玉川」、岩手県九戸郡野田村玉川の「野田の玉川」、福島県いわき市小名浜野田字玉川の「野田の玉川」、それに宮城県塩釜市野田玉川の4ヶ所の伝説の地がある、それぞれの地域を流れる玉川がその歌枕の場所だとして、いまだ流域設定（場所決定）がなされていない。

筆者はかつて、この「野田の玉川」を調査し報告したが、その報告においては4候補地の流域設定には至っていないかった。そこで、本稿では野田玉川に関する流域設定について概説し、古歌に詠まれた「野田の玉川」の場所を考察することが主たる目的である。⁽¹⁾

I 「野田の玉川」の伝説の地

1、青森県東津軽郡外ヶ浜町野田の「野田の玉川」

陸奥湾を望む東津軽郡外ヶ浜町（旧平館村）の開拓は、南部藩の家臣で、平館左衛門尉貞宗が津軽におもむき、館を築いた正治元年（1199）が最初である。しかしこの頃、野田の玉川流域は、まだ無住の曠野であった。

17世紀の頃には、北上する北前船の影響で、若狭・越前・越後との結びつきが根強くなり、それらの諸国から漸次入植者がふえて、他人たちの鍬入れで津軽の曠野を創作して、村を拓いてきた。なかでも古者の語りは、若狭（福井県）の話題が多い。とくに根岸や今津の里人には日本海文化との関係が多く、集落のたたずまいは徳川中期からである。しかし野田の場合は『松前旧事記』に、永禄5年（1562）、南部が野田を領地したことを記している。⁽²⁾

こうした南部の影響もあって、奥州の古歌の里「野田の玉川」が、ここ青森県東津軽郡外ヶ浜町の野田だ

とする説を、土着の人々に永く伝承されているのである。『東遊記』後編では、歌枕の地や名勝旧蹟で記録されていないが、古者の語りによると、野田玉川の里は平安時代には無住であったが、慶長5年（1600）の関が原の戦い以降、ようやく南部から移り住んだ人たちで拓いた故郷だという。

吉田東伍の『大日本地名辞書』によれば、「玉川といふは黒曜石を出す故にあらん」と玉川の来歴を記載していて、野田の古老小田桐氏も、玉川に黒曜石が河原にあったことを語る。ただ外ヶ浜町平館玉川には『新古今集』能因法師の「夕されば汐風こして陸奥の野田の玉川千鳥鳴くなり」だけは先祖から流傳するという。『平館村史』⁽⁴⁾の野田の玉川の項にしても、古歌の「野田玉川」は奥州のこの古里だと記している。

能因法師が詠んだ歌が元久2年（1205）成立の『新古今集』に記載され、順徳院が詠んだ歌も文永2年（1265）に成了った『新古今集』に、それぞれおさめられているが、当時歌人たちが津軽の北端の地にまで足跡をのこすことが出来たかどうか。平館左衛門尉貞宗の築城が、正治元年（1199）であったことからも、まだ京畿文化未踏で歌人たちが集う遊里の場所に仕立てるには程遠い、粗い開拓の地であった。

2、陸中海岸の「野田の玉川」

岩手県九戸郡野田村においては、この村を流れる「野田の玉川」⁽⁵⁾が、古の歌枕の里だという。かつて野田塙で知られ、現在陸中海岸の琥珀とマリンローズ（バラ輝石）の里で知られる村である。

玉川漁港の左岸から、高台に上がる小径が切り通しになっていて、その道筋に下茶屋の屋号をもつ大沢家跡（平成23年東日本大震災の津波によって流失）からは、老松に覆われた平坦な丘になっている。西行法師が訪れ、数年間滞在したという庵跡がこの丘で、「西行屋敷」と「玉川の玉石」の碑が玉川の歌枕の地であることを伝えている。先の大津波の影響によって、玉川河口に位置する玉川漁港と生活の舞台である玉川流域の家屋などは、すべて流失してしまった。この「西行屋敷」の丘にも津波が達したが、石碑などが倒壊した

ものの、大きな被害は及ばなかった。

ここ玉川には、西行が能因法師に心ひかれて、2度平泉に旅をしたなかで、2度目の文治2年（1186）、東大寺砂金勧進の名目で平泉をたずねた時に、野田の玉川へも脚を踏み入れたと伝えられている。西行は絶景のこの丘を去りがたく、ついに庵を設けて滞在したという。

西行屋敷の丘は平成23年3月11日の大津波以前、明治29年（1896）にも津波の被害を受けていて、西行屋敷の3分の2が崩壊したという。また玉川河口の風貌を伝えていた眼鏡橋も流出して、古を忍ぶ景観が失われたが、しかし、野田の村びとたちは現在においても、六玉川のひとつ「野田の玉川」は、村内の玉川だとい⁽⁶⁾う。この屋敷跡に昭和58年、古歌を刻んだ碑が建立さ⁽⁷⁾れている。



図1 「野田の玉川」の候補地と奥州の玉地名

をだえの橋（緒絶橋・途絶圯）で知られる歌枕の古橋跡や、野田の村役場前から国道45号線に出ると、泉沢川に架かる轟橋のたもとに、昭和58年に建碑した一つ橋歌碑もある。ただ地元では、「野田の玉川」がこの地だとしながらも、「この地の人々が、何百年もの間、信じて疑わなかった心情やロマンの温もりを、今さら

否定し去ることもあるまい。」という。この伝承は、長久保赤水の『東奥紀行』宝暦10年（1760）や天明5年（1785）に橋南谿が東国を旅し『東遊記』を著し、南部藩内にも壺碑・末の松山・野田の玉川など、仙台藩内同様の歌枕の地が存在することを記したことが影響しているものと思われる。

3、浜通りの「野田の玉川」

福島県いわき市小名浜に玉川町と野田字玉川という地名がある。玉川町については、近年の都市化の波によって、住宅団地が造成されて誕生した町名で、土地に永く根づいた昔時の玉川の流れは野田字玉川にある。

歌枕の地「野田の玉川」は、良港小名浜港に注ぐ藤原川の流域で、風光明媚な川面であった。国道6号線から分かれ、小名浜市街に入る古道が藤原川を渡る場所に玉川橋がある。この橋のたもとから上流にかけて、河川は大きく蛇行するが、幕末の戊辰の合戦があった二ツ橋付近で、矢田の郷から流れ出る矢田川と合流し、藤原川の本流との間に三角状の野面を造っている。そこに小名浜住吉と野田の里がある。

玉川の村名は明治22年に成立した村名であるが、野田の小字名で見ると、八合、玉川、我鬼塚、寺作入、柳作、北坪、田中の七字名があって、そのひとつに玉川の地名が存在する。

玉川村の新村名選定について、『磐城国菊多・磐前・磐城合併並組合町村調』⁽⁸⁾（福島県歴史資料館蔵、明治21年）によれば、村なかを貫流する藤原川（旧玉川）が野田の里において、玉川や緒絶の橋など、古今集の古歌にみえるほどの著名な旧蹟であるから玉川村と改称したことを記載している。

野田の田仲から藤原川の堤にでると、「六玉川の一野田玉川旧蹟」と刻まれた仙台石の碑が建つ。歌碑は昭和19年に、「野田玉川旧蹟保存会」が村里の語りを、後世に確実に残そうと平安の歌人、能因法師、順徳院、藤原俊成の歌を記したものである。

かつては、現在の碑よりも古い歌碑があつたようで、昭和4年の『石城郡町村史』⁽⁹⁾の玉川の項には、「野田ノ玉川。みちのくの玉川ハ、此所ニキハマリヌ。先領主内藤氏、能因ガ歌ニ藤原道雅ノ歌ヲ引キ、玉川ヘ壱町七間、緒絶ノ橋ヘ十一町半ニ石碑ヲ建ラレ……中略……右ノ石碑ヲ田ノ中ヘ掘埋メタリ」と記している。やはりこの地も、昔時からの「野田の玉川」だと伝承されている。

4、宮城野の「野田の玉川」

宮城野の塩釜市野田玉川にも「野田の玉川」がある。現在塩釜市内の母子沢町から西玉川町を流れ、玉川1丁目で泉ヶ岡の細流と落ち合って、玉川排水路に沿って砂押川に注いでいる。かつて風流な土地柄であったことをしのぶ場所が、塩釜街道と東北本線とが交差する玉川1丁目の民家の庭先に、稻井石に刻んだ高さ2メートル、幅60センチの古碑「野田玉川の碑」がひっそりと建っている。碑の上部には『野田玉川』の文字が彫られ能因法師の歌が詠まれている。裏面には塩釜の俳人文之が、天明7年(1787)の晩夏に建立したことを記し、「玉川や田うた流るゝ五月雨」と詠んだ句がそえられている。この古碑よりも、小振りの石碑が右横に建てられていて、「宮城県33番の内19番 野田玉川 南無觀世音菩薩 享保15戊辰天4月17日 月うつる野田の玉川岸みれば水影きよくすめる世の中」と刻まれている。この2つの古碑を彩るように朱塗りの観音堂が祀られていて、その上に樹齢200年以上の黒松2本が戦後まで覆っていたが、1本は背後の民家改築のおり伐採している。残る老松も平成に入って伐採されて、笠松が覆う古跡の風情はなくなってしまった。

芭蕉もここを訪ねていて、末の松山の項に「それより野田の玉川・沖の石を尋ぬ。末の松山は、寺を造て末松山といふ。」と行脚の跡をのこしている。ここは宮城野という舞台において、風流人が集う風光明媚な場所であった。

II 奥州の律令体制と文化圏

中央政府は律令国家の充実を図り財政的に、より強固な体制を整えるため、辺境の地に強者たちを送り込み、地域開発のための鍬跡を休みなく入れさせた。進捗な拡域的支配が深く編まれてゆくなかで、フロンティア精神をもった先達者たちは、京畿の指揮を鑽仰の思いで容れ勢をださねばならない。

8・9世紀の奥州は、軍事的に緊迫状態にあって、律令政府はまだこの地域を京畿文化の北進する、漸移的交界地としての把握すらもっていなかった。

東北全域に朝廷の支配がおよぶのは11世紀後半以降まで待たねばならなく、蝦夷の抵抗は10世紀前半まで続いている。東北支配の北漸をみると、7世紀までは白河関や勿来関(菊多関)に前線基地的な役割をもたせて、それを過ぎた北方まで進出していった。この北漸に対して、蝦夷は強く抵抗して、780年には蝦夷によっ

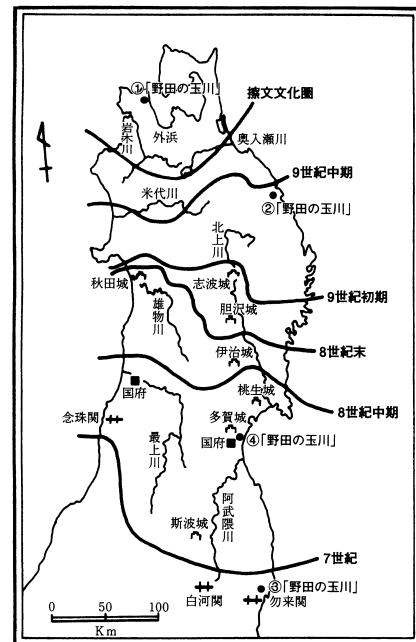


図2 古代東北支配の北漸

て多賀城が焼かれる反乱もおこっている。桓武天皇は坂上田村麻呂を征夷大将軍に任命して蝦夷を攻め、これによって東北支配は更に北漸し、胆沢城が築かれ、9世紀になって、ようやく北上川中流域の地域が支配されてきている。中央政府からみると、「国域の外」と考えられていた津軽(青森県)の外ヶ浜が、北方の境界にしだいに組入れられ、「国域の内」に固定していく⁽¹³⁾のは12世紀中期のころになってのことである。

どの時代でも、軍事的支配体制を整備させ、勢力圏を設定して、後年になって内部を固め中央政府の指導で文化も高まっていく方法がとられる。換言すると、京畿文化を定着して内部構造を整えるのは、開拓者を送り込み支配体制を整備させた後のことである。

宮城野の多賀城は神亀元年(724)の創建で大野東人によって蝦夷平定の砦館となったところである。多賀城鎮護のため高崎の丘陵に、太宰府の觀世音を模して建立したという多賀城廃寺跡や宮城野の陸奥国分寺跡と同尼寺跡などが砦館と関連して、奥州の中枢機能が集積していたことを語りかけている。⁽¹⁴⁾また、塩釜街道の多賀城跡バス停留所近くに建つ「壺の碑」(多賀城碑)は、坂東の「那須國造碑」と「多胡碑」とともに、日本三大古碑のひとつに数えられていて、覆堂に納められている。芭蕉の『奥の細道』にも記録されるこの古碑は天平宝字6年(762)の建立で「去京一千五百里、去蝦夷国界一百廿里……」と石面に彫られており、こ

の頃にはフロンティアの波がすでに北漸していたことを、碑文は語っている。安倍辰夫は古文書を引用し、南部藩の上北郡七戸壺村にも壺碑があるが、この碑について「宮城郡の壺碑に対抗意識が生まれはじめているのではなかろうか。」と指摘している。⁽¹⁶⁾

古代奥州における律令体制が漸移する地域について、高橋は「七～九世紀にかけての律令国家の東北支配は単に全国共通型の地方支配方式で済まされなく」、東北型律令制の支配があつたことを指摘し、その律令国家の支配領域の漸移線を北へ押し上げていったことを記している。工藤は承和6年（839）以降、「多賀城から城柵的な要素が減少し、多賀城を中心とする、ほぼ現存の宮城県にあたる地域が、より南の地域と大差のない状況になって、胆沢城に置かれた鎮守府の管轄する地域との体制のちがいが顕著になってくるのである」。山田は「多賀城鎮守府を中核として、北に面し、半円状に展開する状態で城柵が配置されており、その城柵を核として局地的な集落生活圏が形成されている。」と述べ、「鎮守府を中核とする広域的行政権構造と、城柵を核とする局地的集落生活圏構造とが、重層構造を構成している」と述べている。⁽¹⁷⁾

奥州という粗野な大地でありながら、土地の暮らしむきや思想など、局地的な生活姿勢を示した後に、京畿文化が北漸沈下して、古代奥州文化をつくりだしている。そのため前述したように、京畿文化は律令国家体制が奥州に前進して定着した後、一定期間をおいて地域に根づき熟成される。換言すると政策と歩調は同じでも、文化伝播は国家要請そのものが、軍事的指揮の後になる。

条里遺構にしても、すでに奥州の大地に奥深く刻まれていることからも、昔時の城柵、寺院、軍団などを拠点にして、京畿文化を借用して、ひとつの奥州文化圏域をつくり、生活圏にもあたる土地の充実と熟成が図られてきたのである。このように地域をある程度設定したあと、内部構造を政府主導型で次第に高密なものにしてゆく法が、遠隔の東北地方にはひそんでいる。とくに宮城野の多賀城周辺は奥州文化の拠点で、諸施設を中枢にして内容の濃い舞台構成となっている。

III 「野田の玉川」の古歌

和歌の名どころ、奥州「野田の玉川」が詠まれた古歌をひろってみると、後世の偽作も含まれているが、およそ次のような歌が地元では伝えられている。

『新古今集』冬 陸奥の国にまかりける時
夕されば汐風こして陸奥の
野田の玉川千鳥鳴くなり 能因法師

『続古今集』冬
みちのくの野田の玉川みわたせば
汐風越してこぼる月かけ 順徳院

『続後撰集』
五月雨は夕しほながらみちのくの
野田の玉川浅き瀬もなし 鴨 夏
うつら鳴く野田の玉川けふ見れば
萩こそ波に秋風ぞふく 家 隆

『夫木集』
ひかり添ふ野田の玉川月きよみ
夕しほ千鳥夜半に鳴くなり 後鳥羽院

『千載集』
来る人もなこそその闇の呼子鳥
こいて別る、野田の玉川 藤原俊成

凍てる奥州の廣野、古における開拓北漸の土地柄を、うら淋しい歌謡できめている。こうした古歌に詠まれた「野田の玉川」の場所を決定づけるものはない。そのため、現在においては、先に指摘したような4ヶ所の候補地が挙がってくるのである。

志賀忍（理齋）が天保9年（1838）に刊行した書物に『理齋隨筆』がある。

彼は若い頃から読書家で、14・15歳の頃より閲讀した書のなかから、筆にまかせて抄録した備忘録が古稀に至って百巻にもなっている。このなかから数百条を選び編まれたのが、全6巻のこの『理齋隨筆』だといわれている。とくにひとつの論理に従って考証した隨筆ではなく、歴史的人物の逸話、古今の文学・風俗・風習など、題材が多岐にわたっていて、通俗的読み物として多くの読者をえたといわれる。この全6巻の巻ごとのはじめに、六玉川の絵図と頭書があしらわれている。

本書の副言によれば、六玉川について「この冊子巻ごとのはじめに、六玉川の図をかしむること、いさゝかこゝに閑らざることなれど、巻の員を玉川の六つにかたどり。または玉に比すべき古人の辞もあれば、玉のえんなきにしもあらず。また三男柳川重信に命じて、ところどころに揚げ出すしむるものは、半ば文の意をも助け、見ん人の睡魔を駆らんとのわざなり。」と記し、文意とは関連がうすいが、全巻に「六玉川」の各名所をちりばめている、当時の玉川に対する歴史社会文化的価値をのぞき見することができる。全巻の頭書

には「六玉川をしる歌」として、次のように詠まれている。

陸奥千鳥武藏てつくり近江萩

山城山吹に紀伊梅摂津の卯花

と詠んで、6卷に六玉川、その巻頭にふわわしいこの歌を載せている。

本書の巻之5に「野田の玉川」をあしらい、

生酔の引汐風にふかれでは

野田の玉川千鳥あしなり 蜀山人

みち汐をこゆる先陣問答に

野田の腰元千鳥泣なり 紀定丸

夕ざれば塩風越て寒ければ

野田の玉子のちろり酒かな 理斎

しほ風のさむさにたへずのんだだ

野田の玉川千鳥あしなり 手柄岡持

と、江戸時代の文人で大田南畝（蜀山人）、紀定丸、志賀忍（理斎）、明誠堂喜三二（手柄岡持）の歌が記されている。古代とちがって、比較的開拓魂のうすれる時期だけに、酒宴にかけて「千鳥あし、ちろり酒」などと詠んでいる。くわえて著者理斎は、

賤の女がうすひきうたに、そなたは浜のお奉行か。
塩風にもまれて色の黒まるよなあへとうとふれど、
只ひと通りに浜辺をすぎゆくみちのくの道ゆく人の
色の赤く見ゆるは、寒さにたへかねたる都方の旅人
にやあるらん

を添えている。身分の低い乙女の白をひくうたが、当時の平穏でのどかな奥州の情景を語っているが、これは明らかに古代の歌と趣を異にしている。

では著者理斎は、「野田の玉川」の4候補地のなかで、どの場所で筆録したのか。江戸時代の諸書をひもといて、「野田の玉川」の場所をさぐってみた。最初に名著『奥細道』には、「それより野田の玉川・沖の石を尋ぬ。」と記し、元禄2年（1689）6月にたずねている。もちろんこの玉川は、芭蕉の行程から、現在の塩釜市に比定している。安永7年（1778）刊の『奥細道芭翁抄』でも、芭翁の足跡を実地に踏査し注解を加え、宮城野で収録している。

『東国旅行談』巻之4では、「萩の玉川」の項で「萩の玉川といふことは、宮城野の萩ある川辺づきたるゆゑにいふなるべし。日本六玉川のそのひとつにして、旧き名所なり。」と記載している。奥州宮城野の萩は、灌木のような木萩で、草萩とはちがって弓などにも造るという。曠野に生えるこの木萩が、玉川べり（塩釜市野田玉川）の詩材に用いられ、貴人たちの集う歌謡

の舞台を形成している。『奥州名所図会』初編巻之1においても、古歌を15首あげて塩竈村（塩釜市）の玉川を歌名所としている。

このように江戸時代の諸書では、宮城野の玉川流域を古歌でいう「野田の玉川」の舞台だと解釈している。先の『理齋隨筆』が著者の閲讀した諸書の備忘録を編んだことからも、理齋が閲讀した書物には、やはり塩釜市野田玉川を想定していたものと思われる。

ところで、『醉迷餘録』では「摂津野田の玉川」と「陸奥野田の玉川」をかけ、「摂津と陸奥との玉川は同名にして異地なり。」と記した特異な例もあり、また、『浪華百事談』では西成郡（現在の大阪市福島区玉川）の玉川を「野田の玉川」と称するのは誤りだとして、あくまでも、奥州に「野田の玉川」は存在するとした記述まである。これらの古文献にしても、宮城野の玉川を歌名所の古里であることを想定して編んでいるよう思える。

IV 京畿文化の波及と野田玉川の流域設定

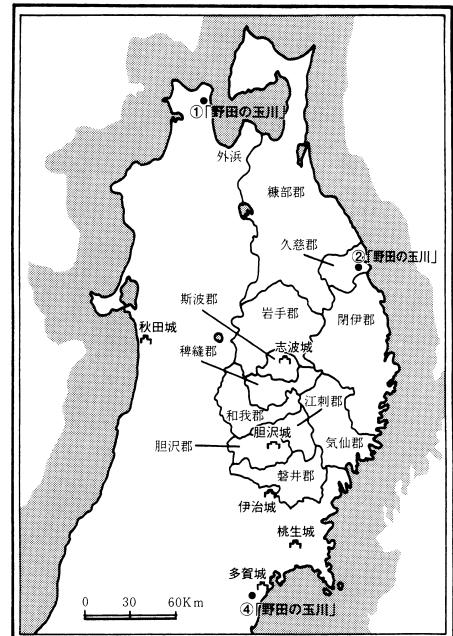


図3 陸奥諸郡の位置と「野田の玉川」

「野田の玉川」という4ヶ所の候補のなかで最も有力な玉川は宮城県塩釜市野田玉川であった。青森県東津軽郡外ヶ浜町（旧平館村）野田と岩手県九戸郡野田村の玉川について否定的な要因としては、北上川流域にも中央政府の直接支配が及ぶようになって、岩手県の和我（和賀）・稗縫・斯波の3郡が設置されたのが、

弘仁2年(811)。志波城は延暦22年(803)にすでに造営されていたが、水害によって、その南へ移動している。このことは、胆沢と江刺の2郡が陸奥の最北の郡であったことを語っている。斯波郡の北の岩手郡が設置されるのは、大同4年(809)までに志波郡などに先立って岩手郡が成立している可能性は低く、それより大分おくれて10世紀の後半である。さらに、そこから太平洋沿岸や北方の閉伊・久慈・糠部の各郡が成立するのは、12世紀をまたねばならなかった。これら正規の郡が置かれていた地域のより北方まで、中央政府の影響が及んでいたとしても、京畿文化の浸透は一定期間をおいた後のことである。⁽³¹⁾ 弘仁2年(811)、征夷の終焉以後も、なお蝦夷問題がこの地域の問題としてあることから⁽³²⁾、津軽半島にいたってはまだ外ヶ浜の様相⁽³³⁾を呈していた。

「野田の玉川」を詠んだ能因法師は永延2年(988)生まれ。万寿5年(1025)以後、2度の奥州旅行をするが、この時期においては青森県津軽の平館の玉川地域はもとより、岩手県野田村の玉川地域にても、蝦夷と交界する漸移的地域柄で、歌を詠むような歌名所が整備されるかどうか、疑問がある。ましてや、久慈郡さえまだ成立していないことから「この地が野田の玉川」だとする説は疑わしい。後に能因法師の足跡をたどった西行が、玉川を訪ねたとする時期でさえ、文治2年(1186)⁽³⁴⁾であるから問題がある。

吉田東伍も『大日本本地名辞書』第7巻の中で、青森県東津軽郡外ヶ浜町野田の玉川は水中に黒曜石が、岩手県九戸郡野田村玉川では川辺から玉のような石(琥珀も混在)を出すことから玉川と呼ばれるので、決して古歌の名所の「野田の玉川」ではなく、附会だとしている。

奈良時代、日本国家として東北地方の太平洋側における漸移地域は、仙台平野にあった。なかでも、律令国家の漸移地域であった北部の仙北地域は、山田によると「漸移地帯でも辺境の最前線的な様相が濃厚であり、常に蝦夷を意識して開拓が進められている。」と指摘していて、これよりも以北においては、まだ歌人がつどう遊里は存在しない。むしろ、京畿からの古道(官道)が整備されていた宮城野までに、「野田の玉川」も立地していたものと考えられる。

そこで交通路をみると、奥州にはいる古道には、2つのルートがある。そのひとつは、常陸国(茨城県)の那珂川とか久慈川を上り、阿武隈川に沿って宮城野

にはいる道筋(中通り)と、もうひとつは、常陸国から勿来を通り、太平洋沿岸にそって北上して宮城野の多賀城に至る道(浜通り)とがあった。多賀城へ至る官道を整備することは、どちらも律令国家体制を整えるために最も重要な作業であった。

このルートを通じて中央政府の政策や文化、さらに教養人たちも流入して、奥州を京畿の色に染めていった。しかしこの古道、山田によれば『古代日本の交通路』の中で、『続日本紀』と『日本後紀』を引用しながら次のように述べている。

平安初期、延暦二十四年(805)十一月には、陸奥国海道諸郡の伝馬が不要のため廃止され(日本後紀)、さらに弘仁二年(811)四月二十二日には、陸奥国海道10駅家が廃されている(日本後紀)。従ってそれ以前に、伝馬も駅家も設置されていたのである。海道の駅家は、設置後約一世紀で廃駅に成ったが、その代わりに長有・高野の両駅を新設することにした。常陸から久慈川を遡上し、上流部にその両駅を設けた。その改変の理由は、『日本後紀』によると、「機急を告げんがため」と記している。海道よりも山道の方が、早道で便利であったために、重要視されたのであろう。

この記述は、浜通りと呼ばれる海道が、弘仁2年(811)に官道としての役割を終えていたことを述べ、その後常陸国から阿武隈川上流に出て中通りを下る道のりが、重視されていたことを山田は的確にとらえている。

さらに加えるならば、9世紀以後においては常陸国の那珂川とか久慈川を上り中通りに出るか、もうひとつのルートとして、

都をば霞とともに立ちしかど

秋風ぞ吹く白河の閔 能因法師(後拾遺集)

と能因法師が詠んでいる内容をみると、下野国の那須郡から国境を越えて、白河の閔、小野駅家から中通りに出る山道が、よく利用されていた。古代における官道の役割は中央政府の制度・情報・文化等を地方へ波及させるため、中央と地方出先機関を結ぶ官道が有機的に機能するような経路が重視されていたのである。

そこで残された福島県いわき市野田と宮城県塩釜市野田の2候補地のどちらに「野田の玉川」が成立していたのか考察してみると、いわき市の玉川は勿来をすぎた浜通りルートに位置している。塩釜市の玉川は浜通りルートと中通りルートのどちらのルートをとろうとも、両ルートの古道が終着する多賀城付近にみられた。このことは、811年頃には官道としての利用が浜通

り（廃止）から、中通りに移行していたという、先の山田の指摘を考慮すると、玉川の歌名所は塩釜市に立地成立したことになる。吉田東吾も『大日本地名辞書』第7巻の磐城（福島）石城郡で「今玉川村の大字にて、住吉に接したり、奥州の歌名所に、野田玉川といふがあるに附会」⁽⁴⁰⁾ だとして、陸前（宮城）宮城郡の玉川を名勝にしている。

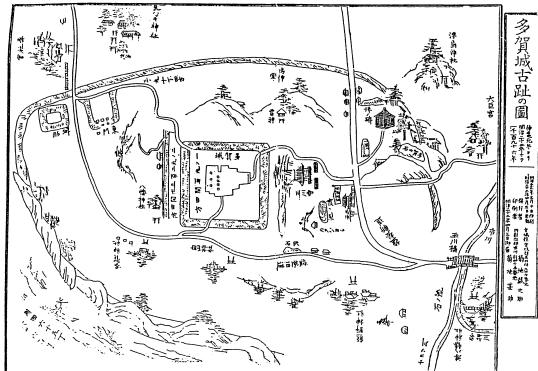


図4 多賀城古跡の図

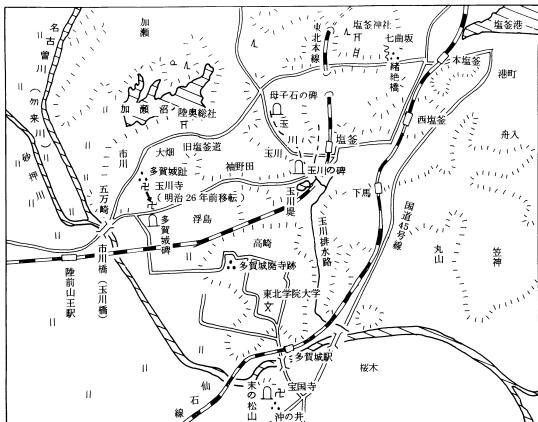


図5 宮城野「野田の玉川」周辺図

しかし、前述の『千載集』の古歌によると「来る人もなこそその閑の呼子鳥 こいて別るゝ野田の玉川 藤原俊成」と、いわき市の地元では詠まれ伝承されているが、実際にこの歌は『千載集』に記載されていない。特に「なこそ閑」と「野田の玉川」の二つ歌枕が詠まれていることは、後世の偽作と考えられるのである。

この点に関連して、宮城野には神龜元年より明治22年までを記した『多賀城古跡の図』によれば、多賀城西方に「ナコソ川」と記した河川がある。この河川は多賀城西門跡前で砂押川と落ち合う河川で、現在の地形図では「名古曾川」とか「勿来川」の文字を当てていて、宮城野にも、昔時から「なこそ」地名が存在す

るのである。また、『奥州名所図会』巻之2には「奈古曾関陳蹟、往昔の奥道なり。郷民伝へて、惣関とも呼ぶ。山上に勿来関明神祠あり。この地奥州三関の一にして、胆沢鎮守府より、多賀国府に通ふの要路なり。」と記し、名古曾関・勿来山・なこそ桜・勿来神社など、宮城野にも「なこそ」地名があり

名古曾関 誰もいま花さく頃は立ちぞよる
なこそその閑の名にはたがへて 風早実積
の歌を詠んでいる。

更に、能因法師は30歳のころ（1018）出家して、摂津の古曾部に住み古曾部入道と呼ばれ、永承5年（1050）ころまで歌に生涯をかけ（没年不詳）ていて、法師が奥州旅行に出るのが万寿2年（1025）以後であるから、法師の行脚の道は、すでに浜通りから中通りに移っていたのである。また『後拾遺集』によれば、「都をば霞とともに立ちしかど秋風ぞ吹く白河の閑」と詠んでいることからも、奥州への道筋は白河の閑をすぎ、中通りに脚を踏み入れたことになる。以上のことから、古歌にのこる「野田の玉川」は宮城野の塩釜市野田玉川に存在したことになる。

【まとめ】

本稿は、奥州の歌枕の故地である「野田の玉川」が現在4ヶ所存在するが、その各流域の歌謡と風土を概説し、歴史地理の立場からその流域を考察してみた。その結果、次の点が指摘できた。

中央政府の律令体制とその文化圏域の北漸からみて、青森県外ヶ浜町と岩手県野田村を流れる玉川に、「野田の玉川」の歌枕の場所が存在していたのか疑問がのくる。このことから、京畿から宮城野に延びる官道までの間に「野田の玉川」が存在していた。

そこで、のこる福島県いわき市野田と宮城県塩釜市野田のどちらの玉川に、古の遊里の場所が存在したのか。この点を当時の古歌に詠まれた内容と奥州へ入る官道の盛衰からみて、宮城県塩釜市の玉川であったことが指摘できる。

〈注と引用参考文献〉

- (1) 玉井建三著『武藏玉川における生活環境に関する地誌学的研究』とうきゅう環境净化財団 1988年
- (2) 吉田東伍著『大日本地名辞書』第7巻 奥羽 富山 房 昭和63年(増補9刷) p1105
- (3) 前掲(2)
- (4) 『平館村史』平館村 昭和49年 p346
- (5) 野田村村誌編纂委員会『野田の詩ごころ 歌ごころ』村誌副本叢書第八集 九戸郡野田村 昭和58年 pp13～18
- (6) 野田村村誌編纂委員会『昔の道 野田街道』村誌副本叢書第十集 附録「昔の野田の地誌」九戸郡野田村 諸和59年 p81
- (7) 野田村村誌編纂委員会『野田の石碑』村誌副本叢書第十一集 九戸郡野田村 昭和59年
- (8) 『磐城国菊多・磐前・磐城合併並組合町村調』福島県歴史資料館蔵 明治21年
- (9) 雪石太郎著『いわきの文学散歩』昭和47年
- (10) 諸根樟一著『石城郡町村史』歴史図書社 昭和4年
- (11) 塩釜市教育委員会「野田の玉川 黒松伐採についての意見書」昭和60年
- (12) 外の浜について、荻生徂徠の『南留別志』(日本隨筆大成 第2期15 吉川弘文館 p17)では「南部よりさきは、蝦夷の地なるべし。外の浜といふも、日本の外といふ事なるべし。」と記している。
- (13) 西山良平「古代国家と地域社会」岸俊男編『日本の古代 古代国家と日本』15所収 中央公論社 昭和63年 p118
- (14) 近藤秋輝「多賀城創建をめぐる諸問題」高橋富雄編著『東北古代史の研究』所収 吉川弘文館 昭和61年
- (15) 江戸時代以前においては、文献上に見えるのは「壺碑」とある。すなわち、その発見当初から、平安時代以来和歌のなかで、数多く詠まれた「つぼのいしぶみ」という歌枕でよばれていた。この碑に関しては、安倍辰夫・平川南編『多賀城碑ーその謎を解く』雄山閣が詳しい。
- (16) 安倍辰夫「壺碑『多賀城碑ーその謎を解くー』所収 雄山閣 平成元年 pp207～235
- (17) 高橋崇著『律令国家東北史の研究』吉川弘文館 平成3年 p50
- (18) 前掲(17) pp326～336
- (19) 工藤雅樹著『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館 平成10年 pp257～258
- (20) 山田安彦「律令国家の漸移地帯における局地的文化圏」歴史地理学紀要15 昭和48年 p66
- (21) 東北歴史資料館『多賀城と古代東北』宮城県文化財保護協会 昭和60年
- (22) 志賀忍著「理斎隨筆」(天保9年)『日本隨筆大成 第3期1』所収 吉川弘文館 昭和51年 p332
- (23) 『芭蕉自筆 奥の細道』岩波書店 1997年 p88
- (24) 「奥細道管菰抄」「おくのほそ道」岩波文庫所収 昭和54年
- (25) 『日本名所風俗図会』1巻所収 角川書店 昭和62年 p398
- (26) 弓の材料になりうることについては、『雑説襄話』とか『古事類宛』など、近世から近代の諸書にみえる。
- (27) 前掲(25)
- (28) 「醉迷餘錄二」『続日本隨筆大成』卷4所収 吉川弘文館 昭和54年 p149
- (29) 「浪華百事談」『日本隨筆大成 第3期2』所収 吉川弘文館 昭和51年 p85
- (30) 工藤雅樹著『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館 平成10年 p230
- (31) 前掲(30) p267
- (32) 鈴木拓也著『古代東北の支配構造』吉川弘文館 平成10年
- (33) 高橋崇著『蝦夷 古代東北の歴史』中公新書 昭和61年
- (34) 目崎徳衛著『西行』人物叢書 吉川弘文館 平成元年
- (35) 前掲(2)
- (36) 吉田東伍の説が通説だと考えられるが、享和元年(1801)の『閑田耕筆』(日本隨筆大成 第1期18 吉川弘文館)で記録した「野田の玉川も、南部に有り、仙台にあるは實にあらず」(p186)や、『東遊記』(有朋堂書店 大正2年)天明5年(1785)・『年々隨筆』享和元年(1801)・『柳庵隨筆』文政2年(1819)などが影響したものとみられる。
- (37) 山田安彦「古代東北における律令国家の漸移地帯」人文地理24-4 1972年 pp1～35
- (38) 藤岡謙二郎編『古代日本の交通路II』大明堂 昭和55年 p93
- (39) 武田佐知子「古代における都と村」『日本村落史講座』第6巻生活所収 雄山閣 平成3年 pp190～208
- (40) 前掲(35)